



平成31年3月20日  
土地・建設産業局建設市場整備課

## 建設分野の新たな外国人材受入れ制度の全容固まる！

～「建設分野における特定技能外国人の受入れに関する制度説明会」の開催について～

国土交通省は、特定技能外国人の受入れに係る新法人への加入や建設キャリアアップシステムへの登録の義務化等、建設分野における新たな外国人材の受入れ制度の全容について、標記説明会を3月25日(月)に広く109の建設業者団体等や報道関係者向けに開催します。

政府においては、外国人材の受入れのための新たな在留資格(特定技能)の創設に向けた検討が進められてきたところであり、先の臨時国会において成立した「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律」は、本年4月1日より施行されます。

本年3月15日に関係する政省令・告示も公布されたところであり、改正法の施行を目前に控え、建設分野における新たな外国人材(特定技能外国人)の受入れ制度の全容が固まりましたので、届出されている109の建設業者団体等に対する説明会を以下のとおり開催いたします。

1. 日 時：平成31年3月25日(月) 15:30～17:00

2. 場 所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室A  
(千代田区霞ヶ関2-1-3)

3. 主な議題(予定)

- ・新たな外国人材の受入れについて
- ・建設分野における特定技能外国人の受入れの詳細について
- ・意見交換 等

4. その他：

会議は非公開としますが、報道関係者に限り公開します。ただし、カメラ撮りは、会議の冒頭(挨拶)までとさせていただきます。撮影・傍聴をご希望の報道関係者は、3月22日(金)17:00までに別紙の取材申込書にてお申し込みください。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

課長補佐 古曳(内線 24827)、係長 吉見(内線 24829)

(TEL)03-5253-8111【代表】03-5253-8281【直通】

(FAX)03-5253-1555